

2023年6月2日

承継会社 東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー38階
BBDイニシアティブ株式会社
代表取締役社長 グループCEO
稲葉 雄一

分割会社 東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー38階
ナレッジスイート株式会社
代表取締役社長 飯岡 晃樹

吸収分割に係る事後開示書面

ナレッジスイート株式会社（以下「分割会社」という。）及びBBDイニシアティブ株式会社（以下「承継会社」という。）は、2023年4月3日付にて両者間で締結された吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」という。）に基づき吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を実施しましたので、会社法第791条及び第801条並びに会社法施行規則第189条及び第201条に規定する事項を記載し、本店に備え置きます。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年6月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、会社法第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割について、会社法第784条の2の規定に基づき、吸収分割会社に対して本吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、会社法第784条1項の規定する場合に該当し、特別支配会社以外の株主が存在しないため、かかる手続は行っておりません。

なお、分割会社は新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第789条の規定による手続の経過

本件吸収分割契約に基づく債務の承継はないため、分割会社に対して異議を述べることのできる債権者は存在しませんので、会社法第789条第2項に定める手続は実施しておりません。

3. 承継会社における会社法第 784 条の 2、会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、吸収分割承継会社に対しての本件吸収分割の差止めの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条 3 項及び 4 項に基づき、2023 年 4 月 4 日に株主に対し電磁的方法をもって公告を行ったところ、株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条 2 項及び 3 項の規定に基づき、2023 年 4 月 4 日に、本件吸収分割に異議のある債権者は、一定の期間内にこれを申し出るよう、同日の官報及び電磁的方法をもって公告を行ったところ、申述期限までに申述を行った債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2023 年 6 月 1 日をもって、分割会社より本件吸収分割契約の記載に従い、分割会社の株式管理事業に係る権利義務の一部を承継しました。

これにより承継した資産は 1,000 百万円、負債は 0 万円（ただし、いずれも暫定値）であります。

5. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日

2023 年 6 月 1 日を予定しております。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

分割会社は承継会社の 100 %子会社であるため、本分割に際して、承継会社は分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。また本件吸収分割により承継会社の資本金及び準備金は変動しておりません。